

【ご参考】

2007年2月27日

各位

上場会社名 中外製薬株式会社
コード番号 4519（東証 第一部）
本社所在地 東京都中央区日本橋室町 2-1-1
代表者 代表取締役社長 永山 治
問い合わせ先 責任者役職名 広報 IR 部長
氏 名 富樫 守
電話番号 03(3273)0881

味の素株式会社との訴訟における中外製薬勝訴のお知らせ

中外製薬株式会社〔本社：東京都中央区／社長：永山 治〕（以下、中外製薬）は、中外製薬を被告として味の素株式会社〔本社：東京都中央区／社長：山口範雄〕より提起された特許侵害訴訟の控訴審および審決取消訴訟につき、いずれも中外製薬勝訴の判決が言い渡されたことをご知らせします。

2004年4月、味の素株式会社より中外製薬に対し、中外製薬が製造販売する医療用医薬品「エボジン」および「ノイトロジン」の製造行為が、味の素株式会社の保有する製法特許（以下、本件特許）を侵害するとの訴えが東京地方裁判所に提起されました。本訴訟につき、2006年3月、東京地方裁判所は請求棄却の判決を下し、また、中外製薬が特許庁に請求した本件特許無効審判においては、2005年9月、特許庁により無効審決が下されました。これらに対し、味の素株式会社は知的財産高等裁判所に控訴および審決取消訴訟を提起し、審理継続中でした。

このたび両訴訟につき知的財産高等裁判所が下した判決は、本件特許の効力および中外製薬による特許侵害の有無につき、先に特許庁および東京地方裁判所において下された判断に引き続き、中外製薬の主張を全面的に認めたものです。中外製薬は、本判決に至る一貫した適切かつ公平な判断に敬意を表するとともに、今後も知的財産権を尊重した事業活動を推進して参ります。

1. 特許侵害訴訟について

（1）経緯

2004年4月20日	味の素株式会社による訴えの提起
2006年3月22日	東京地方裁判所による請求棄却判決の言渡し
2006年4月4日	味の素株式会社による控訴の提起

（2）請求の内容

原判決の取消
損害賠償請求金額 金 30 億円およびこれに付帯する法定利息
なお、控訴人味の素株式会社は、原審の訴状の「請求の原因」において、当該請求は一部請求であり、損害額の合計は 382 億円を下回らない、としておりました。

（3）判決のなされた日

2007年2月27日

(4) 判決の内容

- (i) 本件控訴を棄却する。
- (ii) 控訴費用は控訴人の負担とする。

(5) 今後の見通し

本判決により中外製薬の業績に与える影響はございません。

2. 審決取消訴訟について

(1) 経緯

2004年11月5日	中外製薬による特許無効審判請求申立て
2005年9月7日	特許庁による特許無効審決
2005年10月11日	味の素株式会社による審決取消訴訟の提起

(2) 請求の内容

特許庁による本件特許無効審決の取消

(3) 判決のなされた日

2007年2月27日

(4) 判決の内容

- (i) 原告の請求を棄却する。
- (ii) 訴訟費用は原告の負担とする。

(5) 今後の見通し

本判決により当社の業績に与える影響はございません。

以上